

# ふなみち

2025年  
12月24日(水)  
第3640号

船橋市役所  
職員労働組合  
発行責任者 青木 賀一  
編集責任者 村上 はつみ  
Tel.047(436)3093  
fax (436) 3091  
Eメール f-kumiai@alpha.ocn.ne.jp



# 秋闘の課題で職員課長交渉

## 働きやすい職場環境を!

組合は、12月16日(火)市役所食堂において、秋闘職場要求に関する職員課長交渉を行いました。  
今回の交渉は、人勤で出された運用昇格基準の在材級年数廃止、交通用具利用者の通勤手当の改正、駐車場利用に対する手当の創設も言めた交渉となりました。交渉の概要を掲載します。

### 地域手当の削減はあり得ない

**組合** 地域手当の県内の状況は、県職・野田市・浦安市・松戸市など削減しない方向で動いている。物価高騰のあり、職員の生活維持、人材確保のためにも削減はあり得ない。  
人勤に伴う交通用具の通勤手当改善や駐車場の手当についての説明を求める。

**課長** 地域手当については、人勤準拠が職員を守ることに繋がることを考えている。千葉市は引き下げると聞いているが、人材確保を考えて、今後の近隣市の状況や財政面も考慮し判断する。

交通用具の通勤手当については、提案内容に国より低い箇所があるが、以前の改定時に国より条件の良い県に合わせた経緯がある。ご理解頂きたい。(05、660円プラス改定)  
駐車場の手当は、国から詳細が下りてきていないので、今後検討する。

### 育児の両立支援の充実を

**組合** 定数条例改定で、育児休業代替え職員を正規で充てられるようになったが、いまだに会計年度任用職員や代替え職員すら配置されず、欠員となっている職場もあり、安心して出産できる環境になっていない。  
定年延長に伴い、子の看護休暇の取得範囲拡大をしている自治体がある。船橋でも孫の看護休暇を取得出来るようにしてもらいたい。

**課長** 育児休暇については、男性の取得も増えてきており、改善を目指す。  
孫の看護休暇を付与しているのは、まだ限られた自治体であり、今後の国・他市の状況を見て検討したい。

### 夏の熱さ、冬の寒さ対策を

**組合** 本庁舎での土日勤務の空調設備利用について、会議室の貸出がどこまで周知出来ているのか、また会議室へ移動できない職場や外作業の職場等の対応については、職場の意向を聞いて欲しい。  
安全衛生委員会に総括安全衛生管理者の欠席が多いので、意義を周知して出席を促してほしい。

**課長** 本庁舎での対応について

では、他市と比較して劣っていないかと思っている。公務員が10年で長期勤続といえるのか？職員の希望があるのか？組合の主張は受け止めたい。

は、職員課で出来ることはやっている。会議室への移動については、今後も周知していきたい。移動できない職場の具体的内容を知らせてほしい。オンラインで出来る仕事もある。  
総括安全衛生管理者については、重要性・活動内容など研修を通して呼びかけていく。

### 在級期間表の廃止とは？

交渉では、保育園職場の配置基準の改善、施設のカギ閉めの工夫(職員課はキーボックスを推奨)や欠員問題。  
新しくできる児童相談所の職員定数問題、定年延長に伴う賃金の改善、会計年度任用職員の経験加算の改善や労働災害保障の改善などの課題を協議し、部長交渉を求めて終了しました。

当局より、人勤に伴う再提案が出されました(裏面参照)  
(1)在級期間表の廃止について説明を求めたところ、現在ある「運用昇格基準」や「初任給、昇格、昇給等の基準を定める規則」に変更は無いとの説明を受けました。

組合は、他で経験を積んでから採用された専門職や技術職の昇格が改善されることにつながり、「運用昇格基準」で昇格した人との格差が、これ以上広がらない事を求めました。

令和7年人事院勧告に伴う改正案(令和8年度以降)			
項目	国 ※人事院勧告の概要【勧告日 令和7年8月7日】		市
(1)在級期間表の廃止	・職務給の原則の下、職務・職責に見合った給与処遇が確保できるよう、在級期間に係る制度を廃止	令和8年4月1日	常勤職員は人勤に準じて改定
(2)初任給調整手当	・医療職俸給(給料)表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定を行う。	法律の公布日 (令和7年4月1日適用)	常勤職員は人勤に準じて改定
(3)月の途中で採用された職員等の通勤手当	・月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給する。	令和8年10月1日	常勤職員は人勤に準じて改定
(4)職員の月例給与水準を適切に確保するための手当	・人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置	令和8年4月1日	常勤職員は人勤に準じて改定

※本表は、人事院勧告をもとに作成していますが、国家公務員の給与改定内容は、この勧告と異なるものとなる可能性があります。

その他の改正案			
項目	概要	実施時期	備考
(5)交通用具にかかる手当の改正	①交通用具使用者に対する通勤手当について、別紙のとおり改定する。 ②交通用具使用者に対する通勤手当について60km以上について別紙のとおり新たに区分を設ける。 ③駐車場等の利用に対する通勤手当 1 か月当たり 5,000 円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設	①令和7年4月1日 ②③令和8年4月1日	③の対象職員及び支給額については国に準じて改定。

※①について、会計年度任用職員の手当の改定の実施時期が令和7年4月1日となる対象者は、令和8年3月1日時点で在籍しており、かつ週の勤務時間が15.5時間以上の職員のみ。(それ以外は令和8年4月勤務分より改定)



【2月】市長交渉で地域手当削減ストップ



【7月】核兵器廃絶めざして平和行進



【4月】新採職員歓迎



【5月】団結署名で夏季休暇削減止める



【10月】職場対抗野球大会決勝



【6月】サクランボ狩りバスツアー



【7月】本庁賃金学習会



【11月】定期大会